

# 檜原町東部町会自主防災隊規約

(名 称)

第1条 檜原町東部町会の防災組織は、檜原町東部町会自主防災隊（以下「本隊」という。）と称する。

(事務所の設置)

第2条 本隊の事務所は、隊長宅に置く。

(目 的)

第3条 本隊は、住民の自助・共助の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止並びに軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本隊は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集、伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資器材の備蓄に関すること。
- (6) その他本隊の目的を達成するために必要な事項。

(構成)

第5条 本隊は、檜原町東部町会の役員及び各部部長を隊員として構成する。

(隊員の責務)

第6条 隊員は、本隊の事業目的を達成するため、本隊の諸活動に積極的に参加するとともに、防災役員の指揮及び指導に従って行動するものとする。

(防災役員)

第7条 本隊に次の防災役員を置く。

- (1) 隊長 1名（町会長）
- (2) 隊長代理 2名（副隊長を兼務できる）
- (3) 副隊長 (町会長を除く町会三役)

2 防災役員は上述の役員及び町会監事・理事・各部部長により構成される。

(防災役員の責務)

第8条 隊長は、本隊を代表し隊務を統括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2. 隊長代理は、隊長不在時、隊長に代わりすべての指揮命令権を代行する。
3. 副隊長は、隊長を補佐し、防災隊の実務を担当するとともに、理事・班長の協力の下で担当地域の災害状況の把握を行い本部に報告する。
4. 隊長は災害発生時に緊急対応のために、防災隊本部を設けることができる。本部員については隊長が別途定める。

(会議)

第9条 本隊に防災総会及び防災役員会を置く。

(防災総会)

第10条 防災総会は、隊員をもって構成する。

2 防災総会は、毎年1回総会時に開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 防災総会は、隊長が招集する。

4 防災総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関する事
- (2) 防災計画の作成および会則に関する事
- (3) 事業計画に関する事
- (4) 予算及び決算に関する事
- (5) その他防災総会が特に必要と認めた事項

5 防災総会は、その附議事項の一部を防災役員会に委任することができる。

(防災役員会)

第11条 防災役員会は、防災役員をもって構成する。

2 防災役員会は、次の事項を審議し、実施する。

- (1) 防災総会に提出すべき事項
- (2) 防災総会より委任された事項
- (3) その他目的達成のために必要と認めた事項

(防災計画)

第12条 本隊は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関する事
- (2) 防災組織の普及に関する事
- (3) 防災訓練の実施に関する事
- (4) 地震等の発生時における情報の収集および伝達、出火防止、初期消火、救出救護並びに避難誘導に関する事
- (5) その他必要な事項

(地域連携)

第13条 養護老人ホーム「檜の里」、檜原小学校、檜原中学校、近隣町会等との連携、共助については、適時協議し、協力体制の維持に努める。

(経費)

第14条 本隊の運営に要する経費は、町会費その他の収入をもってこれに充てる。

附則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

なお、この規約の施行により、平成18年11月10日施行の前規約は、廃止する。